

平成25年7月5日  
第2503号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 平成25年度秋田県毒物劇物取扱者試験の実施（321・医務薬事課）…………… 1
- 家畜伝染病の発生（322・畜産振興課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（323・建設政策課）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（324・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 4

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総合防災課）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 7
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）…………… 7

### そ の 他

- 秋田県市町村職員共済組合公告…………… 7

## 告 示

### 秋田県告示第321号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、次のとおり平成25年度秋田県毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、告示する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時  
平成25年10月3日（木）午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場所  
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎8階大会議室

#### 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

#### 3 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ア 毒物及び劇物に関する法規
  - イ 基礎化学
  - ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（筆記による。）  
毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

#### 4 受験申込みに必要な書類

- (1) 受験願書（各保健所で配布） 1部
- (2) 添付書類
  - ア 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載のあるもの、発行の日から6か月以内のもの） 1通
  - イ 写真（受験願書提出前6か月以内に無帽で上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 1枚

#### 5 受験願書受付期間及び場所

- (1) 受付期間

平成25年7月8日(月)から同年8月7日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

郵送による場合は、平成25年8月7日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する保健所(各地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。

6 受験手数料

(1) 額

10,500円

(2) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

7 合格者の発表

平成25年10月31日(木)に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

8 試験についての問合せ先

健康福祉部医務薬事課医務・薬務班(電話018-860-1407)

### 秋田県告示第322号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定に基づき、公示する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生の場所又は区域	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	3頭	大仙市	平成25年6月19日

### 秋田県告示第323号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、平成25年度に県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の内容、審査の方法等を次のとおり定めたので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 資格審査を行う建設工の種類

- (1) 一般土木工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 法面工事
- (4) 電気工事
- (5) 給排水暖冷房衛生設備工事
- (6) 鋼構造物工事
- (7) ほ装工事
- (8) 一般塗装工事
- (9) 路面標示工事
- (10) 機械器具設置工事
- (11) 電気通信工事
- (12) 造園工事
- (13) さく井工事
- (14) 水道施設工事

2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 1に掲げる建設工の種類に応じ、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (2) 資格審査の申請をする日において、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の3の規定により算出される、直近の総合評定値が、次の表の左欄に掲げる建設工の種類に応じ、それぞれ同

表の右欄に定める総合評定値以上であること。

建設工事の種類	総合評定値
一般土木工事	810点
建築一式工事	850点
法面工事	570点
電気工事	740点
給排水暖冷房衛生設備工事	750点
鋼構造物工事	770点
ほ装工事	850点
一般塗装工事	670点
路面標示工事	700点
機械器具設置工事	560点
電気通信工事	540点
造園工事	700点
さく井工事	630点
水道施設工事	680点

### 3 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（4(2)に該当する者を除く。）は次により申請すること。

#### (1) 申請に必要な書類

- ア 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
- イ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は別紙二（2）営業所一覧表の写し
- ウ 2(2)の総合評定値が記載された総合評定値通知書の写し
- エ ウの総合評定値通知書に記載された審査基準日に係る工事経歴書（規則別記様式第2号）

#### (2) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (3) 申請書用紙の交付場所及び問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王4丁目1番1号  
秋田県建設部建設政策課建設業班（電話018-860-2425）

郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

#### (4) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。

#### (5) 申請書類の提出方法

(3)に掲げる場所に持参すること。

#### (6) その他

資格審査の公正を図るため、(1)に掲げる書類以外の資料等の提出を求めることがある。

### 4 資格者の決定等

(1) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(2) 平成25年度秋田県建設業者等級格付名簿に登載されている者で、2(2)の資格を満たしているものは、資格者とみなし、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

### 5 資格の有効期間等

#### (1) 資格の有効期間

資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

ア 平成26年3月31日

イ 3(1)ウの総合評定値通知書における審査基準日から1年7月を経過した日

#### (2) 有効期間の延長

平成26年3月31日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、同日まで資格の有効期間を延長することができる。

### 6 資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

- (1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当すると認められるとき。

## 7 申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。

**秋田県告示第324号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成25年6月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
仲澤工務店  
大館市二井田字陣下31番地1  
仲 澤 利 幸  
秋田県知事許可（般-23）第80267号
- 3 処分の内容  
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成25年6月19日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**公 告**

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
次期総合防災情報システム整備事業
  - (2) 工事場所  
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎（統制局） ほか98か所
  - (3) 工事内容  
秋田県総合防災情報システムの更新に係る通信機器の製造、据付・調整工事及び不要機器撤去工事
  - (4) 工期  
平成27年2月27日まで
  - (5) 入札の方法  
本工事は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。
- 2 予定価格  
3,007,084,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可（電気通信工事業）を受けていること。
  - (3) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
  - (4) 電気通信工事について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27

条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

- (5) 秋田県一般競争入札参加資格者名簿の電気通信工事に登載されていること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 平成15年4月1日以降に、国又は都道府県の防災情報通信ネットワークシステム（地上系、衛星系又は有線系）の設置工事（システム全体工事に限る。）を元請として完成させた実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- (8) 次に掲げる全ての要件を満たす監理技術者（当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を本工事に専任（現場常駐）で配置できること。
  - ア 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する資格を有する者であること。
  - イ 電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ウ (7)の工事において監理技術者又は主任技術者として従事した実績を有する者であること。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
秋田県総務部総合防災課計画・情報班 電話018-860-4567

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に掲げる場所

##### (3) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。

配布期間は平成25年7月5日（金）午前9時から同月22日（月）午後3時までとする（サーバ停止時間を除く。）。ただし、上記配布方法による入手ができない場合は、あらかじめ(1)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。

ア 配布期間  
平成25年7月5日（金）から同月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

##### イ 配布場所

(1)に掲げる担当部局

##### (4) 競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出する場合は、平成25年7月5日（金）午前9時から同月22日（月）午後3時までに行うこと（サーバ停止時間を除く。）。なお、申請書及び資格確認資料が、3メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成25年7月5日（金）から同月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）の間に(1)に掲げる担当部局に持参すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。

ア 電子入札システムにより提出する場合は、平成25年8月7日（水）午前9時から同月19日（月）午後4時まで（サーバ停止時間を除く。）。イ 紙により持参の場合は、平成25年8月20日（火）午前10時までに秋田県総務部総合防災課計画・情報班に持参すること。

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成25年8月19日（月）午後4時とし、郵送先は、秋田県総務部総合防災課計画・情報班とする。

開札は、平成25年8月20日（火）午前10時から秋田県総務部総合防災課にて行う。

#### 5 その他

##### (1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 見積内訳明細書の提出



入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書（設計図書等における本工事費内訳書及び工事費内訳概要書に準じた内容のものとする。）を提出すること。

なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第166条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上）の金額とする。

なお、納付方法等については、規則第177条及び第179条の規定による。ただし、規則第178条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に掲げる部局

(11) 本入札においては、低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

ア 入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

イ 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約書案にかかわらず、契約の保証の額及び違約金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

ウ 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす者1名を、監理技術者とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約をした場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。また、別に定める工事コスト調査の対象とされたときは、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

オ 低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

(12) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(13) その他詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1 Subject matter of contract : Construction works of the Akita Prefectural disaster information communication network system

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3:00P.M. 22 July 2013

3 Time-limit for the submission of tenders : 10:00A.M. 20 August 2013 (tenders submitted by

mail and online : 4:00P.M. 19 August 2013)

4 Contact point for tender documentation : Disaster Prevention Division, Akita Prefectural Government, 3-1-1, Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, TEL018-860-4567

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名

北秋田市綴子字田中68番地

三 沢 実

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
指紋自動識別システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年6月5日
- 4 随意契約の相手方の住所及び名称  
仙台市青葉区中央四丁目6番1号  
NECキャピタルソリューション株式会社
- 5 随意契約に係る契約金額  
185,598,000円
- 6 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に該当するため。

## そ の 他

### 秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年7月5日

秋田県市町村職員共済組合

理事長 松 田 知 己

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付	宿 泊	物 資
収 入	負担金	4,724,139	14,063,276		150,542	138,949				
	掛金	4,851,122	7,306,871			134,346				
	施設収入・商品売上									
	連合会交付金				61,405			961		
	利息及び配当金	235		166,770	184	342	415,547			
	その他の収入	305,693			64	310	185	209,349		
	他経理から繰入				27,850					
	前年度支払準備金	768,181								
	計	10,649,370	21,370,147	166,770	240,045	273,947	415,732	210,310	0	0
給 付	給付	4,716,441								
	役職員給与				94,136	26,032	5,046	24,431		
	旅費・事務費				15,872	1,624	476	426		
	商品仕入									

支 出	飲食材料費									
	委託費・委託管理費				2,238					
	支払利息			166,770			258,545	166,715		
	事務費負担金払込金				66,011					
	連合会払込金	120,575						9,097		
	前期高齢者納付金	1,522,612								
	後期高齢者支援金	1,625,782								
	介護納付金	721,351								
	老人保健拠出金	67								
	退職者給付拠出金	396,009								
	他経理へ繰入	27,850								
	その他の支出	382,273	21,370,147		37,793	263,627	1,199	7,593		
	次年度支払準備金	746,774								
	次年度繰越長期給付積立金									
計	10,259,734	21,370,147	166,770	216,050	291,283	265,266	208,262	0	0	
差引当期利益金又は当期欠損金(△)	389,636	0	0	23,995	△ 17,336	150,466	2,048	0	0	

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,300,704	10	175,477	521,213	875,346	1,996,545	255,539		
	固定資産			6,400,000	636	2	20,981,923	7,328,597		
	繰延資産									
資 産 合 計		1,300,704	10	6,575,477	521,849	875,348	22,978,468	7,584,136	0	0
負 債	流動負債	55,287	10		393	2,429	21,478,152			
	固定負債	746,774		6,575,477	157,282	32,434	2,687	6,658,743		
	負 債 合 計	802,061	10	6,575,477	157,675	34,863	21,480,839	6,658,743	0	0
純 資 産	資本剰余金					2,325				
	利益剰余金又は欠損金(△)	498,643			364,174	838,160	1,497,629	925,393		
	純 資 産 合 計	498,643	0	0	364,174	840,485	1,497,629	925,393	0	0
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,300,704	10	6,575,477	521,849	875,348	22,978,468	7,584,136	0	0

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)